

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年1月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第2号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「事故防止対策」を「事故，災害等の防止対策」に改め，同条第1項中「，事故のおそれがある事態」を「，災害，事故のおそれがある事態」に，「事故防止対策」を「これらの防止対策」に改める。

第18条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 事故・災害等の発生を知った者は，速やかにあらかじめ定められた方法により，その情報を報告しなければならない。

附 則

この規程は，令和3年2月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)